

○ 財務省告示第二百六十五号  
平成二十五年七月十五日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省

条件等を次のように告示する。

国庫短期財務証券（第三百七十九回）

二 一 条 二 令  
件 号 名 称 及び 記

の法發行の項及び根拠

條律及の項及び根拠

四 三 二 一 条 二 令  
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ振替法」といふ。その規定

下競争は受けけるもとの規

も加、「と行の者財同一發行に付けるもとの規

にご務時といふ。競争して行としる。その規

よと大にう。入札わする。その規

るに臣行う。行募各れ及「札わする。その規

行度債入価格とる。その規

下額市札格競い入の規

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	万 二 二 三 九 千 万 兆 千 六 三 二 二 百 千 千 百 四 百 三 円 十 円 百 五 億 三 億 七 千 五 百 六 六 千 十 七 一 十	千 額 億 額 万 面 七 面 円 金 千 金 額 万 額 で 円 で 二 三 千 兆 六 二 百 千 四 三 十 百 六 五 億 十 四 二	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 別 発 行 参 一 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發		
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價		
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 七 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き き 受け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 百 支 金 額 を と 、 六 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 十 翌 行 五 營 業 業 日 日	償 當 還 た だ し と 、 償 は 還 年 一 月 十 五 日 休 日 に に	た 成 二 、 十 五 年 一 月 の つ そ き れ 九 日 九 九	平 成 五 面 錢 金 格 錢 金 百 厘 百 厘 上 に の つ そ き れ 九 ぞ 十 九 れ 九 の 円 応 九	額 面 值 ・ 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 值 ・ 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	募 五 面 錢 金 三 額 厘 百 厘 上 に の つ そ き れ 九 ぞ 十 九 れ 九 の 円 応 九	十 額 面 值 ・ 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 の 記 替 。整 載 法 数又 は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿